

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日
が休息日
は、当日
の翌日)

目 次

◇ 告 示

保険薬剤師の登録(保険課)

土地改良区の役員の就任(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)

林業種苗法による生産事業者の登録(造林課)

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所(都市計画課)

◇ 公安告示

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第七百六十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

平成二年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
中 井 章	鳥薬第七五七号	平成二年八月二十二日
中 井 治子	鳥薬第七五八号	〃
加 納 マリコ	鳥薬第七五九号	平成二年八月二十七日

鳥取県告示第七百六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり香取土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 吉田 堅一 西伯郡大山町豊房二五五三

行天 孝 〃 〃 二六八〇

井上 猛 〃 〃 二五六一

井上 静雄 〃 〃 二五〇七

岡村 守雄 〃 〃 二四五六

大林 光雄 〃 〃 名和町大字加茂三六八三

登倉 壽一 〃 〃 中山町殿河内一〇七五

鈺谷 安範 〃 〃 大山町豊房二七三八

森近 計雄 〃 〃 〃 二四三三

竹内 武雄 〃 〃 中山町松河原一四五六―一

平成二年八月十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 吉田 堅一 西伯郡大山町豊房二五五三

行天 孝 〃 〃 二六八〇

井上 猛 〃 〃 二五六一

井上 静雄 〃 〃 二五〇七

岡村 守雄 〃 〃 二四五六

登倉 壽一 〃 〃 中山町殿河内一〇七五

西山 敏夫 〃 〃 高橋一四六九

鈺谷 安範 〃 〃 大山町豊房二七三八

森近 計雄 〃 〃 〃 二四三三

近藤 正幸 〃 〃 中山町松河原一八八四

平成二年八月十二日就任 任期四年

鳥取県告示第七百六十七号

用瀬町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業鷹狩地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年九月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十八号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登 録 番 号	生 産 事 業 者 の 氏 名	生 産 事 業 者 の 住 所	生 産 事 業 の 内 容	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地
二 百 五 十 五	倉 益 徳 弘	気 高 郡 鹿 野 町 大 字 河 内 二 六 四 一	穂 の 採 取 並 び に 幼 苗 及 び 幼 苗 以 外 の 苗 木 の 育 成	倉 益 苗 圃	気 高 郡 鹿 野 町 大 字 河 内

鳥取県告示第七百六十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、鳥取市古市土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	住 所
太田垣 稔	鳥取市古市六五
木下 幸徳	〃 二二〇
田中 八重子	〃 三〇二
谷口 昇	〃 二二九
中尾 直昭	鳥取市栗谷町七〇一二
中尾 信道	鳥取市古市二三一
村上 義實	〃 二九七
森西 辰良	〃 二四一

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定によ

り告示する。

平成二年九月十一日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

ばちんこ遊技機										遊技機の種類		
ビッグスリー	フレッシュマン	ジェットクルーン	ERLORAL PATT ERN	モンスタキッドVニ	モンスタキッド	マープルX	ドラゴンアタックニ	ドラゴンアタック	NEWトランプカードニ	NEWトランプカード	ニコちゃんクラブ三号店	型 式
マルホン工業株式会社			奥村遊機株式会社			京楽産業株式会社						製 造 業 者 名

アレンジボール遊技機												
ボクサー	クルタロー君	株式会社平和	ブルドトザーおじさん三	バイキング	株式会社三共	お山がDON	サンダードラゴンIII	演歌道III	ナパームPーニ	株式会社ソフィア	遊々天国	ドッカン島Pー三
太陽電子株式会社	株式会社三共	株式会社三共	株式会社大一商会	株式会社三共	株式会社三共	株式会社三洋物産	株式会社三共	株式会社三共	株式会社ソフィア	株式会社ソフィア	株式会社三洋物産	株式会社三共

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】